

INSURANCE NEWSLETTER

2019年12月号 (Vol.3)

森・濱田松本法律事務所 保険プラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 増島 雅和 同 吉田 和央)

- I. 保険に関するニュース：2019年5月～
- II. 「情報銀行業務」及び「保険業高度化等会社」について

INSURANCE NEWSLETTER では、保険に関するニュースとともに、近時のトピックをご紹介します。今回のトピックとしては、本年5月に国会で成立した保険業法改正において、情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえて、新たに定められた「情報銀行業務」及び「保険業高度化等会社」を取り上げます。

I. 保険に関するニュース：2019年5月～

1. 外貨建て保険の販売に関する動向

銀行等代理店で発生した外貨建て保険・年金の新契約に関する苦情件数は、ここ5年の間に一貫して増加傾向にあり¹、為替リスクや元本割れリスクの説明が十分ではないというものが多くとされています。苦情件数の増加は主として販売契約数の増加に伴うものとも分析することができるものの、金融庁からは、「顧客のライフプランやニーズを踏まえ、投資信託等の他の金融商品も含めて、顧客に分かりやすく比較可能な形で提案や説明がなされることが重要。そのためには、外貨建保険の販売時に使用される募集資料において、他の金融商品と比較する上で有益な情報が「見える化」されることが必要。」といった問題意識が示されていました²。

これを受け、生命保険協会は、「金融機関代理店における募集補助資料作成ガイドライン」を本年6月20日に策定しました³。このガイドラインは、金融機関代理店において適切な情報提供・募集が行われることを目的に、「販売時のわかりやすい情報提供」及び「投資信託等他の金融商品との比較」の観点から、記載事項や記載例等、会員各社が顧客にとって分かりやすい「募集補助資料」を作成する際の参考の用に供するために策定されたものです。

募集補助資料の記載項目の構成は、以下の通り、保険の目的・特徴、各種リスク・実質的な利回り・手続き・諸費用等の保険加入時の重要な判断材料をわかりやすく情

¹ 生命保険協会「生命保険各社の苦情受付情報・保険金等お支払情報について」
(<https://www.seiho.or.jp/member/complaint/>)

² 生命保険協会との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 (<https://www.fsa.go.jp/common/ron/ten/201902/07.pdf>)

³ <https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/hojoshiryou.pdf>

INSURANCE NEWSLETTER

報提供を行う観点から当該項目を一箇所にまとめた内容とされています。また、比較可能性を確保する観点から記載項目や記載順について、投資信託の交付目論見書等を踏まえた構成とされています。募集補助資料は、個別商品の絞込みに資する情報提供を拡充する観点から、例えば顧客の意向の把握後、意向に合致した商品群の中から個別商品に絞り込む過程において活用することが想定されています。

項目	主な記載内容
1. 保険の目的・特徴	○保険の目的 ○保険の特徴（貯蓄機能・保障機能）
2. リスク	○為替変動リスク 参考資料：為替レートの推移、 指定通貨及び日本国債の騰落率 ○金利変動リスク 参考資料：10年国債利回りの推移 ○その他留意点 ・クーリング・オフ制度 ・生命保険会社が破綻した場合の取扱い
3. 実質的な利回り	○実質的な利回り等
4. 手続き・諸費用等	○ご契約の引受条件 ○税務の取扱い ○お客さまにご負担いただく諸費用等

（出典）生命保険協会「金融機関代理店における募集補助資料作成ガイドライン」

本年9月20日付の生命保険協会会長記者会見によれば、生命保険協会は、外貨建て保険の販売について、新たな資格制度を検討するとされており、こうした動向にも引き続き注視する必要があります。

2. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正

本年10月21日に「保険会社向けの総合的な監督指針」が一部改正されました⁴。改正の概要は、以下の通りです。

- ① 法人等向け保険商品の審査上の留意点の見直し
法人等向け保険商品の設計上の留意点として、保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる商品内容となっていないかという観点を明示。
- ② 商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査並びに付帯サービスの確認
保険商品の認可・届出に係る審査を実施する際、商品及び顧客の特性を踏まえる

⁴ 令和元年10月21日金融庁「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/hoken/20191021.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

旨並びに保険商品に付帯するサービスについて保険契約者等の保護に欠けることのないよう適切な対応が図られているかを確認する旨を明示。これに伴い、提出資料様式の新設と商品概要書の記載項目を見直し。

このうち、①法人等向け保険商品の審査上の留意点の見直しは、前回の INSURANCE NEWSLETTER (Vol.2)⁵で言及した経営者向け保険に関する金融庁の問題意識が監督指針に反映されたものです。これに先立ち、生命保険協会の「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」や「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」も本年7月に改正され、法人向け保険の販売に当たっては、「原則、節税効果はない旨説明を行う態勢を構築する必要がある」、「損金算入額累計額に法人税等実効税率を乗じた金額を踏まえて計算した返戻率はパンフレット・チラシ等に記載しない」等の着眼点が示されています。

②商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査並びに付帯サービスの確認のために新たに設けられた商品申請に当たっての「提出資料様式」には、「顧客保護関連情報」として、例えば「特定の保険商品に付帯するサービス」の内容等の記載事項が追加され、「必要に応じ、その他付随業務（保険業法97条及び98条1項各号）、他業の禁止（同法100条）、特別利益の提供（同法300条1項5号）との関係を整理することとされています。近時の InsurTech の進展に伴い、保険会社は健康関連のサービス等の付随業務を積極的に行うようになってきているところ、こうした業務も含めて商品審査の段階から確認するとの当局の姿勢の現れと評価できます。

3. 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ

金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」が本年10月4日から開催されています⁶。

ここでは、銀行・証券・保険の各分野における仲介を横断的に行いうる制度の創設が検討されており、今後の議論の行方を注視する必要があります（この点の詳細については、今後の NEWSLETTER でも随時取り上げさせていただく予定です）。

4. その他

該当期間中には金融庁から以下の文書が公表されており、いずれも保険会社のガバナンスや AML/CFT 態勢の確立の観点から参考になるものです。

- 「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」（令和元年6月）⁷

⁵ <http://www.mhmjapan.com/content/files/00036676/20190509-101530.pdf>

⁶ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kessaichukai_wg/siryoku/kessaichukai_wg1.html

⁷ https://www.fsa.go.jp/news/30/naibukannsa_report5.pdf

INSURANCE NEWSLETTER

- 「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」（令和元年6月）⁸
- 「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～」(令和元事務年度)⁹
- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」（2019年9月）¹⁰

II. 「情報銀行業務」及び「保険業高度化等会社」について

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「本改正」といいます）が本年5月31日に成立しました。1年内施行が予定されています。主たる改正は仮想通貨（暗号資産）に関するものですが、保険業法についても、情報・データの利活用の社会的な進展を背景として、1. 保険会社の業務範囲に「情報銀行業務」の追加、2. 保険会社の子会社範囲に「保険業高度化等会社」の追加がなされています。以下では、本改正の概要とともに実務上の意義について述べます。

1. 保険会社の業務範囲に「情報銀行業務」の追加

保険会社の業務範囲は、その健全性の確保の観点から一定の制限が付されており、固有業務（保険の引受け）のほかは、付随業務や法定他業等の限られた業務のみを行うことが許されます。

このうち保険業法98条1項に定める付随業務については、同項各号に列挙される例示付随業務と「その他の業務」（いわゆる「その他付随業務」）に分かれます。本改正では、同項14号において新たな例示付随業務が追加されました¹¹。

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

（略）

十四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの

⁸ https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance_report.pdf

⁹ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/190828.pdf>

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/20191021amlcft/20191021amlcft-1.pdf>

¹¹ 例示付随業務に加えて、「その他付随業務」が認められているのは、固有業務を効率的に行うためにその時々的情勢に応じて付随業務を弾力的に行うことを可能とすることにあると考えられます（保険研究会編『コンメンタール保険業法』159頁（財経詳報社、1996））。そうすると、今回新設された14号の例示付随業務は、現在でも「その他付随業務」として実施することができるかと解する余地もあります。ただし、例示付随業務として規定されることで、保険会社が行うことのできる業務であることが明確化された意義は小さくないと思われます。

INSURANCE NEWSLETTER

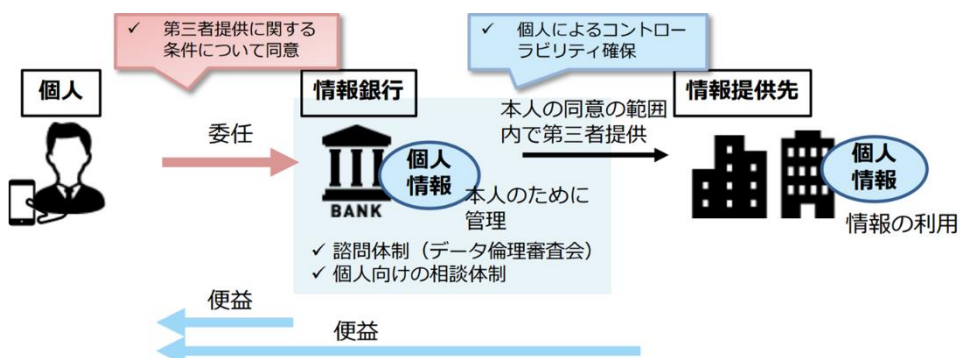
この業務は、①顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であるとの要件と、②当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するものであるとの要件から構成されます。

① 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務

「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務」とはいわゆる「情報銀行業務」を意味すると解されます。

「情報銀行」については、総務省及び経済産業省が主催する「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」から「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」（令和元年 10 月）¹²（以下「本指針」といいます）が公表されています。本指針は、情報信託機能を有する「情報銀行」について、民間の団体等による任意の認定の仕組みを有効に機能させるための①認定基準、②モデル約款の記載事項及び③認定スキームを示すものです。認定は国ではなく民間団体等によってなされるものであり¹³、認定を受けることが事業を行うために必須ではない点に留意する必要があります。

本指針において、「情報銀行業務」は、個人からの委任を受けて、当該個人に関する個人情報を含むデータを管理するとともに、当該データを第三者（データを利活用する事業者）に提供することと定義されます。情報の第三者提供を承諾した個人においては、情報提供の見返りとして直接的又は間接的な便益を受け取ることも想定されます。具体的なイメージは、以下の通りです。



(出典)「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」3 頁

既に実施されている「情報銀行業務」として、例えば、電通グループのマイデー

¹² <https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191008003/20191008003-3.pdf>

¹³ 一般社団法人日本 IT 団体連盟は、本年 6 月 26 日に、認定（第 1 弾）として、三井住友信託銀行の「データ信託」サービス（仮称）及びフェリカポケットマーケティングの地域振興プラットフォーム（仮称）に対して、P 認定（「情報銀行」サービスが開始可能な状態である運営計画に対する認定）を付与しています（<https://www.itrenmei.jp/topics/2019/3646/>）。

INSURANCE NEWSLETTER

タ・インテリジェンス (MDI) が提供するサービスが挙げられます。このサービスでは、①利用者の同意の上でアプリに自分の基本情報や嗜好、ライフスタイル等のパーソナルを登録すると、MDI を通じてその情報を活用したい企業からアプリにデータ提供のオファーが来る、②その後、利用者は、データの提供と引き換えに、ポイントや電子マネー等の便益を受けることができるとされています¹⁴。三菱 UFJ 信託銀行も「Dprime」という名称の「情報銀行」プラットフォームを来年4月から開始する旨公表しています¹⁵。

② 当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資すること

①で述べた「情報銀行業務」について、保険会社は「当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの」である場合に限り行うことができます。

例えば、保険の引受け審査に結びつく可能性のある情報を取得するというのであれば、保険業の高度化に資するとの見方が可能と考えられます。また、そうした結びつきがない場合であっても、「情報銀行業務」が保険契約者等にとって有用なサービスであれば、利用者利便の向上に資するとの見方もあるかもしれません。いずれにしても、この点はケースバイケースで判断され、今後の実務において基準の明確化が図られていくこととなります。

2. 保険会社の子会社範囲に「保険業高度化等会社」の追加

1.では保険会社本体の業務範囲規制について述べましたが、保険会社の子会社についても、保険会社の健全性を確保する観点から、その範囲が限定されています。具体的には、保険会社が子会社とすることのできる会社は、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業、銀行業、有価証券関連業、信託業を行う外国の会社、従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社等の子会社対象会社に限定されています¹⁶（保険業法 106 条 1 項各号）。

本改正では、同項 13 号の 2 において、新たな子会社対象会社（「保険業高度化等会社」）が追加されました¹⁷。保険業法と同様の子会社範囲規制を定める銀行法においては、2016 年の銀行法改正により銀行が「銀行業高度化等会社」を子会社とすることが既に認められていましたので（同法 16 条の 2 第 1 項 12 号の 3）、本改正はこの銀

¹⁴ 同社ウェブサイト (<https://www.meyportal.com/lp/app/index.html>)

¹⁵ 本年 9 月 26 日付同社プレスリリース (https://www.tr.mufj.jp/ppan/release/pdf_mutb/190926_1.pdf)

¹⁶ 「子会社」とは保険会社が直接又は間接に議決権を 50%を超えて保有する会社を意味します（保険業法 2 条 12 項）。ただし、この子会社範囲規制は、保険会社向けの総合的な監督指針 III-2-2-1 (3) により実質的に「子法人等」及び「関連法人等」まで拡大され、さらに、国内の会社の議決権保有については、10%ルールが定められていること（保険業法 107 条 1 項）に留意する必要があります。

¹⁷ 保険会社がこのような「保険業高度化等会社」を子会社等とするためには、当局の認可が求められます（改正保険業法 106 条 7 項）。

INSURANCE NEWSLETTER

行法改正の後追いと評価することができます。

第一百六条 保険会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としてはならない。

(略)

十三の二 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

「保険業高度化等会社」は、①情報通信技術その他の技術を活用し、②当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営むことが要件とされています。

① 情報通信技術その他の技術を活用すること

情報・データの利活用の社会的な進展という本改正の背景を踏まえれば、「保険業高度化等会社」は典型的には「情報通信技術」を活用することが想定されます。

もっとも、「銀行業高度化等会社」に関して、「情報通信技術」は「技術」の例示にすぎないため、情報通信技術を用いた業務（例えば FinTech に分類される業務）を営む会社のみが「銀行業高度化等会社」となるわけではないとの解釈が示されています¹⁸。現に、最近では、地域金融機関等が営む地域商社についても、「銀行業高度化等会社」に該当する場合があるとの考え方が「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（Ⅲ-4-7-4）において示されています。

そのため、「保険業高度化等会社」においても、必ず「情報通信技術」を用いなければならぬというものではなく、「その他の技術」を活用する場合も想定されることとなります。

② 当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営むこと

「当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」との要件については、1.で述べた「情報銀行業務」の二つ目の要件と同様に¹⁹、ケースバイケースで判断していく必要があります。

「銀行業高度化等会社」が営む業務として、例えば、EC モール事業が挙げられます。銀行の子会社が EC モール事業を営むことが無制限に許容されるものではありませんが、例えば、銀行の取引先（融資・預金受入先）である中小企業の支援の観点から、EC モールへの出店を通じて販路拡大のサポートを実施するというのであれば、銀行業（融資・預金等）の高度化や利用者利便に資すると整理する余地が生じま

¹⁸ 湯山壮一郎ほか『逐条解説 2016年銀行法、資金決済法等改正』64頁（商事法務、2017）

¹⁹ ただし、「保険業高度化等会社」の要件には、「資する」場合のみならず「資すると見込まれる」場合も含まれていることから、「情報銀行業務」の要件より広く解される可能性があります。

INSURANCE NEWSLETTER

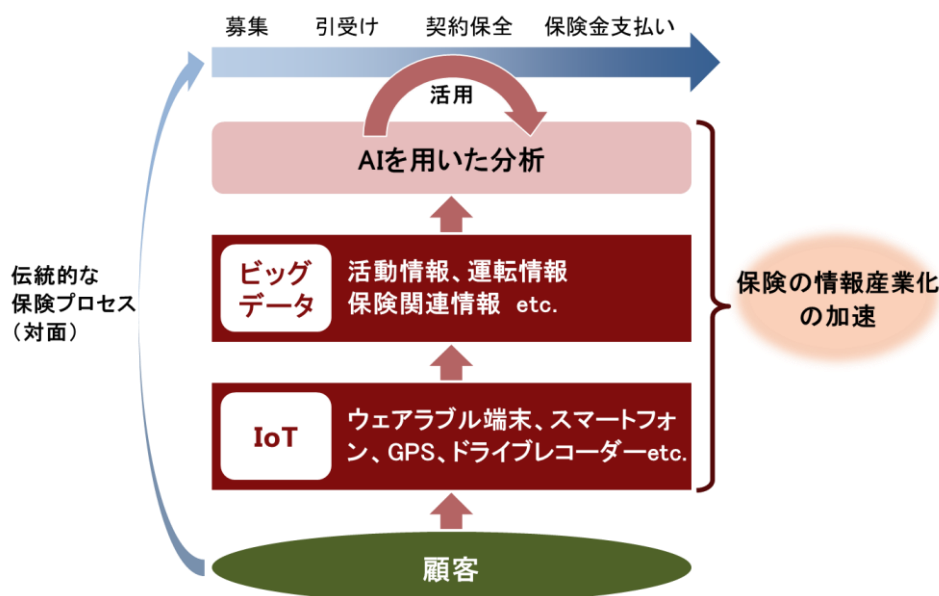
す²⁰。

「保険業高度化等会社」としては、例えば、①生命・医療保険事業の高度化等に資するものとしてヘルスケア関連の業務を営む会社が、②損害保険事業の高度化等に資するものとして自動運転関連の業務を営む会社等が従来より広く認められる余地も生じるかもしれません。

3. まとめ—InsurTech とのかかわり—

保険会社本体による「情報銀行業務」やその子会社としての「保険業高度化等会社」は、情報・データの利活用の社会的な進展を背景として認められるものであり、これは InsurTech（インシュアテック）の流れにも沿うものです。

InsurTech の意義については、様々な見方がありますが、基本的には、IoT、ビッグデータ、AI といった第四次産業革命（Society 5.0）が保険分野において発現したものと捉えることができます。例えば、保険会社がウェアラブル端末を顧客に交付し（IoT）、それにより歩数等の活動情報に関する（ビッグ）データを収集し、最終的にその情報を（AIにより）分析して、保険の引受け（保険料の割引等）に活用するというビジネスは既に開始されています。



本改正により、保険会社本体が「情報銀行業務」を営むことができたり、「保険業高度化等会社」を子会社として保有することができるようになると、顧客からの（ビッグ）データの収集がより容易になり、InsurTech のプロセスをより加速できる可能性

²⁰ 例えば、北國銀行の子会社の北國マネジメント株式会社は、EC モール「COREZO（コレゾ）」を運営しています（<https://www.hokkokubank.co.jp/other/news/2019/20190111.html>）。

INSURANCE NEWSLETTER

があります。本改正の内容は、こうした事業環境の変化を見据えた保険会社の経営戦略の観点からも、有効に活用されていくことが見込まれます。

まとめ：「情報銀行業務」と「保険業高度化等会社」の違い

	情報銀行業務	保険業高度化等会社
主体	保険会社本体	保険会社の子会社
要件①	顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であること	情報通信技術のその他の技術を活用すること
要件②	当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資すること	当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営むこと

弁護士 吉田 和央

☎ 03-6266-8735

✉ kazuoyoshida@mhm-global.com

INSURANCE NEWSLETTER

セミナー・文献情報

- セミナー 『ゲノム・遺伝子ビジネスの法的諸問題～全体像を俯瞰した上で事業者が留意すべき法規制や諸問題を概説～』
開催日時 2020年1月15日(水)
講師 吉田 和央
主催 株式会社経営調査研究会

- 論文 「「保険募集の今後のあり方及びフィンテック時代における保険／共済の可能性」とは」
掲載誌 【損保版】週刊インシュアランス 第4807号
著者 野村 修也

- 論文 「The Financial Technology Law Review Second Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The Financial Technology Law Review Second Edition
著者 岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博

- 論文 「ゲノム・遺伝子ビジネスとは～法的諸問題と保険ビジネスへの影響を弁護士が解説」
掲載誌 The Finance
著者 吉田 和央

- 論文 「〈特別研究〉金融機関による外貨建て保険販売の現状と課題－販売資格の創設に向けた動きも含めて－」
掲載誌 銀行実務 Vol.49 No.12
著者 吉田 和央

NEWS

- Chambers Asia Pacific 2020 にて高い評価を得ました
Chambers Asia Pacific 2020において、当事務所は日本における15の分野で上位グループにランキングされ、Insurance分野では、増島 雅和弁護士が日本を代表する弁護士に選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com